

障害者週間

12月3日～9日

障害者週間とは

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定されました。障がいのある人の社会参加を促進していくために、理解と認識を深めていきましょう。

問合せ先 健康福祉部地域福祉室（あいあい ☎84-3313）

平成28年4月から 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 が施行されました

この法律は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

ここでは「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」の具体的な事例を紹介します。

不当な差別的取扱いの例

- 障がいを理由に窓口対応を拒否する
- 障がいを理由に順番を後回しにする
- 障がいを理由に説明会、シンポジウムなどへの出席を拒む
- 事務や事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、付き添いの同行を求めるなどの条件を付ける
- 「障がい者不可」「障がい者お断り」などと表示・広告する

代表的な合理的配慮の例

- 困っていると思われるときは、まずは声を掛け、手伝いの必要性を確かめてから対応する
- 筆談、手話、読み上げなど、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる
- 段差がある場合に補助する（キャスター上げ、携帯スロープなど）
- ホームページなどでの情報発信の際に、画像や動画に字幕やテキストデータを付ける
- 意志疎通のために、絵や写真カードなどを活用する
- 自筆が困難な障がい者から要望を受けた場合、本人の意思を確認しながら代筆する
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難方法などの緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、電光掲示板や手書きボードなどを用いて、分かりやすく案内し誘導を図る
- 立って列に並んで順番を待っている場合、周囲の人の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や座席を用意する
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する

※合理的配慮は、障がいの特性や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、ここにある例を合理的配慮として提供しないことが直ちに法に違反するもの（提供を義務付けるもの）ではない点にご留意ください。

また、合理的配慮のためにお金がかかりすぎたり、負担が大きすぎる場合は、ほかの工夫ややり方を考えることになります。

亀山市では、鈴鹿・亀山圏域で「障害者差別解消法検討会」を設置し、差別解消法についての事例検討や情報共有を行っています。官民一体となって差別のない社会を目指しましょう。

障がい者職場実習事業について

亀山市では障がい者の職場実習を行っています。今年度は1人の障がいのある人が9月1日から11月30日までの3カ月間職場実習を経験し、就労の訓練や職場環境に慣れてもらうことで、就労の促進に寄与するとともに、障がい者に対する理解の促進を図っています。

障がいのある人の地域で自立した生活を支えるサービス

障害福祉サービス

障がいのある人が、事業者との契約によってサービスを利用する制度です。障害福祉サービスを利用したい人は、市が発行する受給者証が必要です。

<主なサービス>

ホームヘルプ、生活介護(デイサービス)、ショートステイなど

三重おもいやり駐車場利用証制度

障がいのある人や妊産婦などで、歩行困難な人に、公共施設や店舗などに設置される「おもいやり駐車場」の利用証を交付します。

障がい者(児)に対する手当や障がい者(児)を介助している人などへの福祉サービス

特別障害者手当の支給

在宅で、著しい重度の障がいがあるなど、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給します。

<支給額> 月額26,830円(所得制限あり)

障害児福祉手当の支給

著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の人に支給します。

<支給額> 月額14,600円(所得制限があり)

特別児童扶養手当

20歳未満で中度～重度の障がいを持つ児童を扶養している人に支給します。

<支給額> 1級…月額51,500円

2級…月額34,300円(所得制限があり)

相談機関など

障害者総合相談支援センター「あい」

身体、知的、精神に障がいのある人、ひきこもりの人またはその家族のための相談機関です。

社会参加、就労、日常生活などのさまざまな相談に応じしていますので、何か困りごとや相談のある人はお気軽にお尋ねください。なお、相談は来所での相談以外に電話相談、訪問相談も受け付けています。

担当窓口 障害者総合相談支援センター「あい」
(あいあい2階 ☎84-4711)

障害者虐待防止ネットワーク

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待防止法」は、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律です。

障がい者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談を受け付けています。

通報窓口 健康福祉部地域福祉室
(あいあい ☎84-3313)

※休日・夜間は市役所(☎82-1111 [代表])

障害者手帳をお持ちの人への福祉サービス

住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、障がい者(児)・介助者などに対して、さまざまなサービスや取り組みを行っています。

※障害者手帳を所持していても介護保険の対象となっている人は、介護保険が優先となります。

割引制度

有料道路通行料割引制度

身体障がい者が自ら自動車を運転する場合、または重度の身体障がい者、もしくは重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の割引(5割)が受けられます。利用前に手続きが必要です。

※介護者運転の場合は障がいの種別、等級に制限があります。

※登録できる自動車は障がいのある人1人につき1台に限ります。

緊急時の通報

緊急通報用ファクス番号

聴覚や言語に障がいがあるなど、電話での110番、119番通報ができない人のためにファクスを利用した連絡方法があります。

・火事、救急など

亀山市消防本部…FAX82-9454

・事件、事故など

三重県警察本部…FAX059-229-0110